

○経済産業省令第七十二号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

経済産業大臣 世耕 弘成

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（型式承認に要する容器及び書類） 第五十八条 「略」</p> <p>2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第二号の書類を添付することを要しない。</p> <p>一 構造図 二 肉厚計算書 三 材料証明書</p>	<p>（型式承認に要する容器及び書類） 第五十八条 「略」</p> <p>2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 構造図 二 肉厚計算書 三 材料証明書</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 「略」

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものとして認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 「略」

二 高圧ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ 「略」

ル 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあ

改正前

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 「略」

2 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものとして認められた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 「略」

二 高圧ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イヌ 「略」

ル 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、二十年を超えない範囲内に

つては、容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過したものの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合には、この限りでない。）。

ヲ 「略」

三〽八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合には、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ 「略」

ハ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限

において容器製造業者が定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過したものの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合には、この限りでない。）。

ヲ 「略」

三〽八 「略」

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

三 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合には、次に掲げる基準に適合すること。

イ・ロ 「略」

ハ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期

年月を定めないものを除く。)又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。))。

(検査を要しない輸入高圧ガス)

#### 第四十六条 「略」

2 法第二十二條第一項第四号の經濟産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 一三 「略」

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五 「略」

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

#### 第四十九条 「略」

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の經濟産業省令で定める保安上必要な措置及び同條第二項の經

限年月を定めないものを除く。)であつて当該容器を製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)(その前月から十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。))。

(検査を要しない輸入高圧ガス)

#### 第四十六条 「略」

2 法第二十二條第一項第四号の經濟産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 一三 「略」

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五 「略」

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

#### 第四十九条 「略」

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の經濟産業省令で定める保安上必要な措置及び同條第二項の經

済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互

済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないものを除く。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器又は国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互

承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定め  
ないものを除く。)又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車  
燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月(その製造過  
程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起  
算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガス自動車  
燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自動車燃料  
装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの)を高圧ガス  
の移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付さ  
れた条件に含まれる充填可能な期限を経過していないもので  
ある場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再  
資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う  
場合は、この限りでない。)

五〇十四 「略」

互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を  
定め  
ないものを除く。)であつて当該容器を製造した月(そ  
の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前  
月から起算して十五年を経過したもの(国際相互承認天然ガ  
ス自動車燃料装置用容器にあつては国際相互承認天然ガス自  
動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの)を  
高圧ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許  
可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していな  
いものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体  
業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移  
動を行う場合は、この限りでない。)

五〇十四 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。



(コンビナート等保安規則の一部改正)

第三条 コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 「略」

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 「略」

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ スル 「略」

ヲ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮

改正前

（製造施設に係る技術上の基準）

第五条 「略」

2 製造施設（製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。）における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。

一 「略」

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ スル 「略」

ヲ 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）又は同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内におい

天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては二十年を超えない範囲内において定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定められないものを除く。）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

ワ 「略」

三〇八 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

て定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定められないものを除く。）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない。）。

ワ 「略」

三〇八 「略」

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第四条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）

改正後	改正前
<p>（指定容器検査機関に係る指定の区分）            第三十五条 法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものとする。            一～十八 「略」            十九 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器</p>	<p>（指定容器検査機関に係る指定の区分）            第三十五条 法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものとする。            一～十八 「略」            「新設」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(国際相互承認に係る容器保安規則の一部改正)

第五条 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（適用範囲）

第一条 この規則は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号、第百三十四号及び第百四十六号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 「略」
- 三 国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 協定規則第百四十六号に適合するものとして認定された二輪自動車の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器
- 四 「略」
- 五 海外認定容器 次に掲げるもの
- イ・ロ 「略」
- ハ 協定規則第百四十六号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した容器（容器に使用

改正前

（適用範囲）

第一条 この規則は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高压ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。）に基づいて、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成十年条約第十二号）に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百十号及び第百三十四号に適合するものとして認定された自動車の燃料装置用容器に関する保安について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一・二 「略」
- 三 「新設」
- 四 「略」
- 五 海外認定容器 次に掲げるもの
- イ・ロ 「略」
- ハ 「新設」

する金属材料が次条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。

六| 海外認定附属品 次に掲げるもの

イ・ロ 「略」

ハ| 協定規則第四百十六号に適合するものとして経済産業大臣が定める国、地域又は機関が認定した附属品（附属品に使用する金属材料が第十一条第一号で定める規格に適合するものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）

第三条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める基準のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

2 「略」

（容器検査の方法）

第四条の二 法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

2・3 「略」

（容器の規格）

第五条 法第四十四条第四項の経済産業省令で定める規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号

五| 海外認定附属品 次に掲げるもの

イ・ロ 「略」

「新設」

第三条 法第四十一条第一項の経済産業省令で定める基準のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 「略」

2 「略」

（容器検査の方法）

第四条の二 法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

2・3 「略」

（容器の規格）

第五条 法第四十四条第四項の経済産業省令で定める規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。



に掲げるものとする。

一 三 「略」

四 充填する高圧ガスの種類、圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）及び内容積（国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に限る。）が、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2 「略」

第六条 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器とする。ただし、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者の名称及び容器の製造番号を露出金属部に刻印がされているものに限る。

第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 次に掲げる容器にあつては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを

一 三 「略」

四 充填する高圧ガスの種類及び圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2 「略」

第六条 法第四十五条第一項の刻印をすることが困難なものとして経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器とする。ただし、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（フルラップ容器に限る。）及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者の名称及び容器の製造番号を露出金属部に刻印がされているものに限る。

第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかの場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 次に掲げる容器にあつては、容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを

貼付すること。

イ 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車を除く。）に装置した容器であつて、同法に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者、同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の二第三項に定める軽自動車届出済証に記載されている所有者と容器の所有者が同一でないもの

ロ [略]

二 [略]

2・3 [略]

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

四 [略]

（附属品の規格）

第十一条 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に

貼付すること。

イ 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十六条の二第一項に規定する回送自動車を除く。）に装置した容器であつて、同法に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。）に記載されている所有者又は同法第三十三条に定める譲渡証明書に記載されている自動車の譲受人と容器の所有者が同一でないもの

ロ [略]

二 [略]

2・3 [略]

（法第四十九条の二第一項の容器の附属品）

第九条 法第四十九条の二第一項本文の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるもの及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

四 [略]

（附属品の規格）

第十一条 法第四十九条の二第四項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格は、次の各号に

掲げるものとする。

一・二 [略]

三 附属品（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）は、容器の外部又は内部に直接装置されるものであること。

四 [略]

（容器に係る附属品）

第十三条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げる附属品とする。

一 [略]

二 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されるもの並びに国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

三 [略]

（容器再検査における容器の規格）

第十七条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用

掲げるものとする。

一・二 [略]

三 附属品（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものに限る。）は、容器の外部又は内部に直接装置されるものであること。

四 [略]

（容器に係る附属品）

第十三条 法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げる附属品とする。

一 [略]

二 逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるもの及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

三 [略]

（容器再検査における容器の規格）

第十七条 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高压ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 三 [略]
- 二 三 [略]

(型式承認に要する容器及び書類)

第四十九条 法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第五十五条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第五条に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、第三号の書類を添付することを要しない。

- 一 構造図
- 二 材料証明書
- 三 設計書

(型式承認に要する附属品及び書類)

第五十五条 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分		容器等事業
[略]	[略]	区分
[略]	[略]	[略]

- 一 三 [略]
- 二 三 [略]

(型式承認に要する容器及び書類)

第四十九条 法第四十九条の二十一第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。次項及び第五十五条において同じ。）の経済産業省令で定める容器の数量は、第五条第一項に掲げる容器の規格に適合するために必要な数とする。

2 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、第三号の書類を添付することを要しない。

- 一 構造図
- 二 材料証明書
- 三 設計書

(型式承認に要する附属品及び書類)

第五十五条 法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条第一項に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

別表（第三十条関係）

製造する容器等の区分		容器等事業
[略]	[略]	区分
[略]	[略]	[略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
国際相互承認圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器	百七類
国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品	百八類

様式第22 (第48条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

3 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のみに限り記載すること。

様式第23 (第51条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

3 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器のみに限り記載すること。

様式第24 (第52条関係)

[略]

備考 [略]

2 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

様式第22 (第48条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

3 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のみに限り記載すること。

様式第23 (第51条関係)

[略]

備考 1 [略]

2 [略]

3 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のみに限り記載すること。

様式第24 (第52条関係)

[略]

備考 [略]

2 附属品の型式承認番号の欄は、容器の種類が国際相互承認圧

縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器の場合に限り記載すること。

縮水素自動車燃料装置用容器の場合に限り記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。